

令和2年度

ブロワ室給気ファン更新工事

仕 様 書

令和2年9月

塩谷広域行政組合

## 第1章 一般仕様書

### 第1節 総 則

#### 1 工事の目的

本工事は、塩谷広域行政組合（以下「組合」という。）が計画するしおやクリーンセンターにおける「ブロワ室給気ファン更新工事」に関し、本仕様書に基づき、忠実かつ誠実に履行し、完成することを目的に行うものである。

#### 2 工事概要

工 事 名：ブロワ室給気ファン更新工事

工事箇所：栃木県矢板市安沢3622番地1

工事期間：契約日から令和3年2月26日まで

#### 3 成果品

工事報告書 2部

- ・工事概要
- ・現場代理人届及び主任技術者届（写）
- ・工程表
- ・作業員名簿
- ・使用材料確認書
- ・工事写真
- ・その他必要な書類

## 第2節 一般事項

### 1 工事内容

別紙設計書のとおり。

なお、本仕様書に記載されていない事項は、「国土交通大臣官房官庁営繕部制定の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成31年版）」によるものとする。

### 2 受注者の責務

受注者は、組合と十分な協議を行い、工事の目的を十分に理解し、施工しなければならない。

### 3 機密の保持

受注者は、本工事において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 4 提出書類

受注者は、本工事の着工及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着工届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人届及び主任技術者届
- (4) 完了届
- (5) 引渡し通知書

### 6 主任技術者

受注者は、本工事を遂行するため、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する自社の社員を主任技術者として配置しなければならない。

なお、入札参加申請時に申請した技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病気、死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることの下承を組合より得なければならない。

### 7 工程

受託者は、業務の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、組合と協議を行い、承認を受けなければならない。

## 8 検査

受注者は、本工事の完了後14日以内に成果品の検査を受けなければならない。検査時点で受注者の帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに修補等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、工事期間内の検査とし、目的物の引渡しは工事期間内に行うこととする。

## 9 疑義の解釈

本工事の遂行に当たり、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、組合と協議の上、本工事の遂行に支障のないように努めなければならない。